

諮問第40号

平成23年9月2日

川西市個人情報保護審議会

会長 池田 敏雄 様

川西市長 大塩 民生

個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

川西市個人情報保護条例第10条第1項第4号及び同条第2項の規定に基づき、審議会の意見を聴くことについて、別紙のとおり諮問します。

記

目的外利用・提供について

生活機能評価アンケート調査事務における個人情報の目的外提供について

[別紙]

目的外利用・提供について

番号	事務の内容	目的外利用・提供の目的	利用・提供する個人情報の内容	利用・提供先	所管課	本人通知の有無	提供先に対する措置
62	生活機能評価アンケート調査事務	<p>長寿・介護保険課において高齢者施策の一環として実施している「介護予防事業」の取り組みの中で、運動機能や生活力などの心身機能低下の有無を判断することを目的として、65才以上の要介護認定を受けていない約35,000人の市民を対象に「生活機能評価チェックリスト」を用いての郵送による調査を実施した。</p> <p>これは、対象者からのアンケートの回答をもとに保健師などによる戸別訪問や「結果アドバイス票」の返送を行うことで、生活機能の向上や健康状態の見直しに役立てていただくとするものであり、閉じこもり、うつ、孤立、孤独やひとり暮らしの認知症高齢者等の早期発見を行い、介護予防事業等による対応を図る上で有効な手段となっている。また、要介護状態であるにもかかわらず、介護保険サービスを使っていない人の状況を把握することができる。</p> <p>本年6月に「生活機能評価チェックリスト」を郵送したところ、現在約74%の対象者からは回答があったものの、残りの26%の対象者からは未だ返送されていないため、アンケートの回答を勧奨する必要性が生じているところである。</p> <p>これに対して、未返送者を戸別訪問することが最も効果的であるが、該当件数等から判断すると地域包括支援センターの協力を得て行うことが合理的と考えられるため、未返送者の住所・氏名等の情報を同センターに提供しようとするものである。</p>	「生活機能評価チェックリスト」を発送した65歳以上の市民の内の未返送者の氏名、住所、生年月日、性別	川西市地域包括支援センター	長寿・介護保険課	<p>通知しない (理由) 事業の性質上、本人が知り得るものであり個別に通知することの必要性がないため。</p>	<p>提供にあたっては、以下の条件を付する。</p> <p>(1) 提供した個人情報を、目的外に利用・提供しないこと。</p> <p>(2) 提供した個人情報は、漏えいのないよう厳重に管理すること。</p>

諮問第41号

平成23年9月2日

川西市個人情報保護審議会

会長 池田 敏雄 様

川西市長 大 塩 民 生

個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

川西市個人情報保護条例第10条第1項第4号及び同条第2項の規定に基づき、審議会の意見を聴くことについて、別紙のとおり諮問します。

記

目的外利用・提供について

ひとり暮らし高齢者実態調査事務における個人情報の目的外提供について

[別紙]

目的外利用・提供について

番号	事務の内容	目的外利用・提供の目的	利用・提供する個人情報の内容	利用・提供先	所管課	本人通知の有無	提供先に対する措置
63	ひとり暮らし高齢者実態調査事務	<p>65歳以上の独居高齢者を対象として、緊急時に必要な医療情報を保管するための「緊急医療情報キット」の無料配布を、本年9月から開始する予定としている。この「緊急医療情報キット」とは、専用容器に緊急時の連絡先やかかりつけ医・持病などの医療情報等を記載した書類の外、健康保険証の写しなどを入れて冷蔵庫に保管するものであり、この「緊急医療情報キット」が入っていることを示すマークを冷蔵庫の外側や玄関ドアの内側などに貼り付けておくことで、緊急時において医療機関等が迅速かつ効率的に対応できるようにしようとするものである。</p> <p>この「緊急医療情報キット」の配布にあたっては、対象者とする65歳以上の独居者宅を各戸訪問し、漏れなく届ける必要があると考えるが、そのために各地域の民生委員に協力を求めることで、より迅速かつ確実な実施を図ろうとするものである。</p> <p>また、民生委員においては従前から、長寿・介護保険課の依頼を受けて、緊急時、災害時に、市福祉関連部局等関連機関で独居高齢者への対応を速やかに行うために、それぞれの担当地区における独居高齢者の実態調査を行っているが、民生委員自身が対象宅を探し、訪問することにより実態調査をしているのが現状である。</p>	市内の65歳以上の独居者の氏名、住所、生年月日、性別	民生委員	長寿・介護保険課	<p>通知しない (理由) 事業の性質上、本人が知り得るものであり個別に通知することの必要性がないため。</p>	<p>提供にあたっては、以下の条件を付する。</p> <p>(1) 提供した個人情報を、目的外に利用・提供しないこと。</p> <p>(2) 提供した個人情報は、漏えいのないよう厳重に管理すること。</p>

[別紙]

目的外利用・提供について

番号	事務の内容	目的外利用・提供の目的	利用・提供する個人情報の内容	利用・提供先	所管課	本人通知の有無	提供先に対する措置
63	ひとり暮らし高齢者 実態調査事務	今回提供する情報を実態調査の基礎情報とし、情報の共有化を図ることにより、より多くのひとり暮らし高齢者の実態を把握していこうとするものである。					

日 時 : 平成23年9月12日(月)  
午後6時00分～  
場 所 : 川西市役所4階 庁議室

## 川西市個人情報保護審議会 (第49回)

### 1 会長あいさつ

### 2 審議事項

#### 諮問第40号

生活機能評価アンケート調査事務における個人情報の目的外提供について

#### 諮問第41号

ひとり暮らし高齢者実態調査事務における個人情報の目的外提供について

### 3 その他

## 生活機能評価アンケート調査事務について

### 1. 事業の概要・目的

本事業は地域支援事業実施要綱（平成23年7月14日老発0712第2号）の規定に基づく、「二次予防の対象者（介護や支援が必要となるおそれのある65歳以上の高齢者）把握事業」に位置づけられます。

事業の概要は、本市に在住する65歳以上で介護保険の要支援・要介護の認定を受けていない方を対象に、運動機能や生活力についてお伺いする「生活機能評価基本チェックリスト」を配布・回収し、回答結果から生活機能の低下の兆しを早期に発見し、元気な心と身体を維持していくためのアドバイスをを行い、介護予防を図ります。

### 2. 実施内容（裏面の図を参照してください）

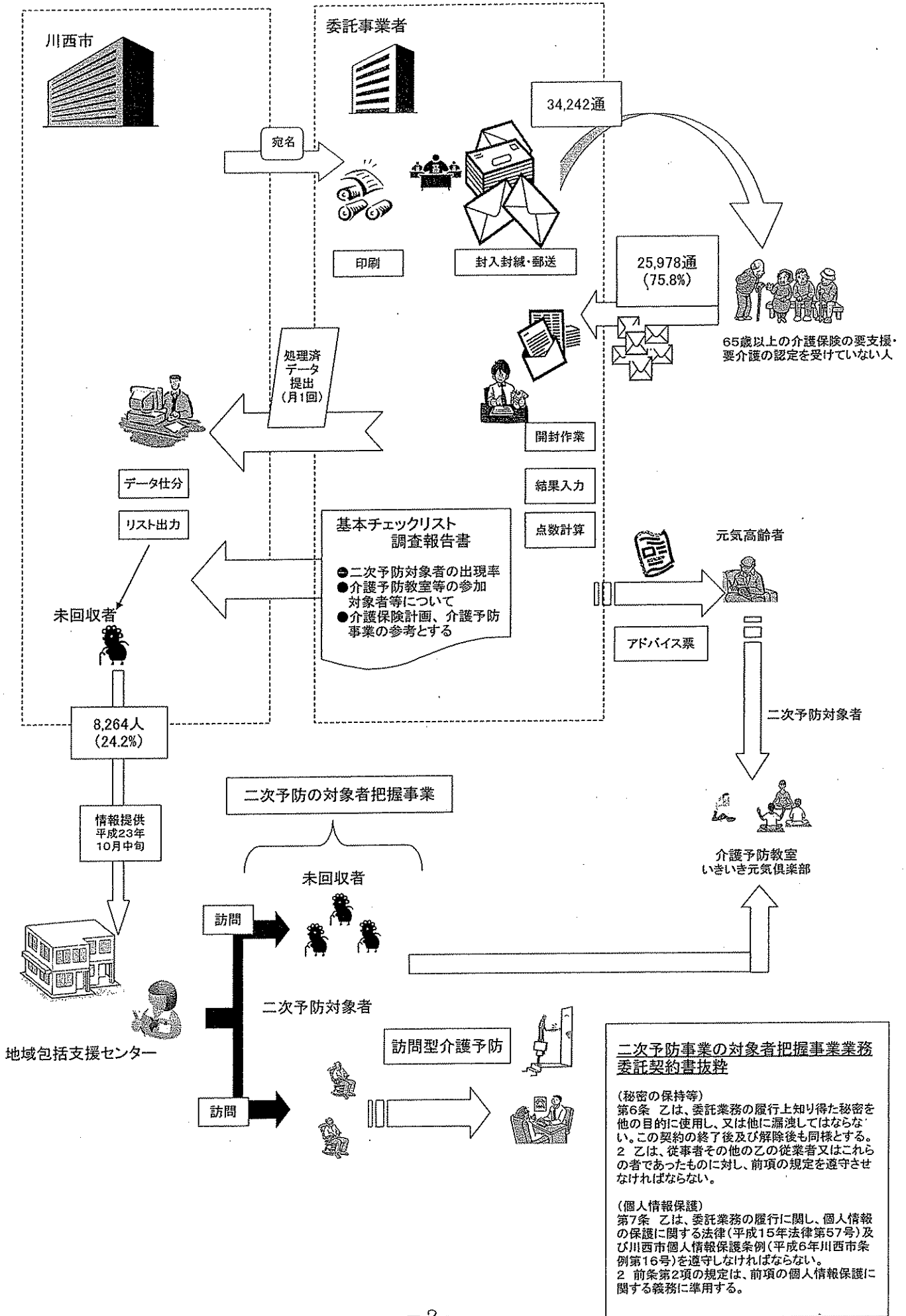
- 1) 実施時期 . . . 平成23年6月27日（月）
- 2) 調査対象者数 . . . 34,242人
- 3) 回答期限 . . . 平成23年7月10日（日）
- 4) 回答数及び回答率 . . . 25,978人（75.8%）  
平成23年9月5日現在
- 5) アドバイス票の送付時期 . . . 平成23年9月下旬
- 6) 回答のあった二次予防対象者の地域包括支援センターへの情報提供時期  
. . . 平成23年10月中旬
- 7) 未回答数及び未回収率 . . . 8,264人（24.2%）  
平成23年9月5日現在

#### （参考）

二次予防事業の対象者の出現率は5%と見込んでいます。

$$34,242人 \times 5\% = 1,712人$$

# 二次予防の対象者把握事業の流れ





# 生活機能評価の根拠法令

## 介護保険法抜粋

(平成九年十二月十七日法律第百二十三号)

最終改正：平成二十三年六月二二日法律第七二号

(地域支援事業)

第百十五条の四十四 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）

## 地域支援事業実施要綱抜粋

(平成 23 年 7 月 14 日老発 0712 第 2 号)

### 1 介護予防事業

#### (1) 二次予防事業

##### ア 総則

##### (ア) 目的

二次予防事業は、主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の者を対象として実施することを基本とし、二次予防事業の対象者が要介護状態等となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施する。その目的を達成するため、事業の実施に際しては、介護予防ケアマネジメント業務により、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況（以下「心身の状況等」という。）に応じて、対象者の選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効率的に実施するものとする。

##### (イ) 対象者

二次予防事業における対象者把握事業は、当該市町村の要介護者及び要支援者を除く第 1 号被保険者を対象に実施し、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業は、当該市町村の第 1 号被保険者である二次予防事業の対象者に実施するものとする。なお、二次予防事業のうち通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の参加者数は、高齢者人口の概ね 5 パーセントを目安として、地域の実情に応じて定めるものとする。

通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業においては現に要介護状態等にある者に対しては原則として事業を実施しないが、心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難な者であって、低栄養状態を改善するために必要と認められる者に対しては、二次予防事業において配食の支援を実施して差し支えない。なお、低栄養状態を改善することを目的としない配食の支援については本事業の対象とならない。

二次予防事業の対象者となる者の名称については、「健康づくり高齢者」や「元気向上高齢者」等、各市町村において、地域の特性や実情にあった親しみやすい通称を設定することが望ましい。

#### (ウ) 事業の種類

この事業は、次のとおりとする。

- ① 二次予防事業の対象者把握事業
- ② 通所型介護予防事業
- ③ 訪問型介護予防事業
- ④ 二次予防事業評価事業

#### イ 各論

##### (ア) 二次予防事業の対象者把握事業

二次予防事業の対象者把握事業（以下「把握事業」という。）は、二次予防事業の対象者を決定することを目的として、次の取組を実施する。

なお、日常生活で必要となる機能（以下「生活機能」という。）の確認は、別添1の基本チェックリストで行う。なお、必要に応じて検査等を行うことができる。

##### ① 二次予防事業の対象者に関する情報の収集

次に掲げる方法等により、二次予防事業の対象者に関する情報の収集に努めるものとする。情報の収集は、できる限り把握事業の全対象者について行うことが望ましい。ただし、地域の実情に応じ、例えば各地域の高齢者の課題によって優先順位をつけて実施することも可能である。

##### (a) 基本チェックリストの配布・回収

把握事業の全対象者に郵送等により配布・回収する。この場合、例えば3年間に分けて全対象者に配布する等、地域の実情に応じた介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査を活用する方法とすることも考えられる。

また、基本チェックリスト未回収者の中には、閉じこもり、うつ、認知症等により日常の生活動作が困難な者が含まれる可能性があることから、できる限り電話・個別訪問等を行い、支援が必要な者の早期発見・早期対応に努めること。

##### (b) 他部局から情報提供等

以下に掲げる方法等により把握した者に対して、基本チェックリストを実施する。

- a 要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の担当部局との連携による把握
- b 訪問活動を実施している保健部局との連携による把握
- c 医療機関からの情報提供による把握
- d 民生委員等からの情報提供による把握
- e 地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携による把握
- f 本人、家族等からの相談による把握

g 特定健康診査等の担当部局との連携による把握

h その他市町村が適当と認める方法による把握

② 二次予防事業の対象者の決定等

基本チェックリストにおいて、次の i から iv までのいずれかに該当する者を、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる者として、二次予防事業の対象者とする。

i 1 から 20 までの項目のうち 10 項目以上に該当する者

ii 6 から 10 までの 5 項目のうち 3 項目以上に該当する者

iii 11 及び 12 の 2 項目すべてに該当する者

iv 13 から 15 までの 3 項目のうち 2 項目以上に該当する者

なお、上記に該当する者のうち、基本チェックリストの 16 の項目に該当する者、18 から 20 のいずれかに該当する者、21 から 25 までの項目のうち 2 項目以上に該当する者については、うつ・閉じこもり・認知症の予防や支援にも考慮する必要がある。

③ 要介護認定等において非該当と判定された者の取扱いについて

(a) 要介護認定等を受けていた者が非該当と判定された場合、二次予防事業の対象者とし、適切にフォローするものとする。

(b) 新たに要介護認定等の申請を行った者が非該当と判定された場合については、基本チェックリストの実施などにより、二次予防事業への参加が必要と認められた者について二次予防事業の対象者とする。

④ 二次予防事業の対象者として取り扱う期間

二次予防事業の対象者として取り扱う期間は、個々の状態等を勘案して市町村が設定する期間とする。

## 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住みなれた地域で、いきいきと安心した生活が続けられるように支援する地域の総合相談窓口です。保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置しております。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

### ○ 主な業務内容

#### ☆ 総合相談事業

地域の高齢者や家族からの介護を含めた多様な相談を総合的に受け止め、介護保険サービスをはじめ、様々な制度や地域の資源を活用し、総合的な支援を行います。

#### ☆ 権利擁護事業

高齢者が、様々な社会生活上の困難を抱えても、地域で自分らしく安心して生活ができるよう、高齢者の人権に関する相談に対応します。(消費者被害の防止、成年後見制度の活用、高齢者虐待の防止等)

#### ☆ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が、地域において自立した日常生活ができるよう、医療(主治医等)、福祉(ケアマネジャー等)、保健(保健師等)、地域(民生委員児童委員、地区福祉委員等)の連携により、適切な社会資源を切れ目なく活用できるよう支援していきます。

#### ☆ 介護予防ケアマネジメント事業および指定介護予防支援事業

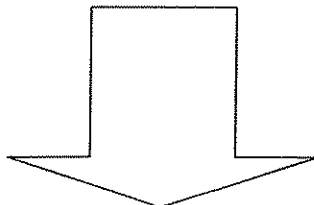
介護保険の認定を受けて要支援1と2になられた方や、要介護状態になるおそれのある方で介護予防のためのサービスを利用する方に対して、利用者本人や家族の希望を聞きながら、利用者の状態に応じた介護予防ケアプランの作成や、作成したプランに基づいて必要な援助を行います。

#### ☆ その他

- ・介護予防教室の開催
- ・福祉サービスや介護保険の申請代行
- ・高齢者の実態把握
- ・保健福祉サービスの広報・啓発

介護保険サービスのご利用を希望される場合は、裏面の連絡先へご相談ください。

※お問い合わせは、月～金曜日(祝日・休日を除く)の各受付時間内をお願いいたします。



◇ 川西南地域包括支援センター (加茂3丁目13-26) TEL755-3315 受付時間8:45~17:30

訪問担当区域 (ア～マ)	カ	加茂1丁目～6丁目	久代1丁目～6丁目
	サ	栄根2丁目(1～5番除く)	下加茂1丁目～2丁目
	ハ	東久代1丁目～2丁目	
	マ	南花屋敷1丁目～4丁目	

◇ 川西地域包括支援センター (中央町15-5) TEL755-1041 受付時間8:30~17:00

訪問担当区域 (ア～マ)	ア	鶯の森町 小花1～2丁目 小戸1～3丁目
	カ	霞ヶ丘1～2丁目 絹延町
	サ	栄町 栄根1丁目・栄根2丁目1～5番地
	タ	滝山町(8番除く) 中央町 寺畑1～2丁目 出在家町
	ハ	花屋敷1～2丁目 花屋敷山手町 萩原1丁目 日高町 火打1～2丁目
マ	丸の内町 満願寺 満願寺町 松が丘町 美園町	

◇ 明峰地域包括支援センター (西多田字平井田筋5) TEL793-2703 受付時間9:00~17:30

訪問担当区域 (ア～ヤ)	ア	鶯台1丁目～2丁目	鶯が丘
	カ	錦松台	
	タ	滝山町8番	
	ナ	西多田1丁目1番・2番	西多田字上平井田
	ハ	萩原2丁目～3丁目	萩原台東1丁目～2丁目 萩原台西1丁目～3丁目
	マ	南野坂1丁目～2丁目	南野山
ヤ	湯山台1丁目～2丁目	湯山裏	

◇ 多田地域包括支援センター (平野3丁目2番13号) TEL790-1301 受付時間8:30~17:00

訪問担当区域 (ア～ヤ)	カ	向陽台1～2丁目
	サ	新田1～3丁目 新田
	タ	多田院1～2丁目 多田院 多田院多田所 多田院西1～2丁目 多田桜木1～2丁目
	ナ	鼓が滝1～3丁目
	ハ	西多田(明峰小学校区除く) 西多田1丁目(1・2番除く)・2丁目
	マ	東多田1～3丁目 東多田 平野1～3丁目 平野
ヤ	緑台1～5丁目・7丁目	
		矢間1～3丁目 矢間東町

◇ 清和台地域包括支援センター (清和台東2丁目4-32) TEL799-6800 受付時間9:00~18:00

訪問担当区域 (ア～ワ)	ア	赤松 石道 芋生
	カ	けやき坂1丁目～5丁目 向陽台3丁目
	サ	水明台1丁目～4丁目 清和台東1丁目～5丁目 清和台西1丁目～5丁目 清流台
	マ	緑台6丁目 虫生
	ワ	柳谷 若宮

◇ 東谷地域包括支援センター (丸山台3丁目5-6) TEL790-4055 受付時間8:45~17:30

訪問担当区域 (ア～ヤ)	カ	国崎 黒川 下財町	ハ	一庫 一庫1丁目～3丁目 東畦野1丁目～6丁目
	サ	笹部1丁目～3丁目 笹部		
	タ	大和東1丁目～5丁目 大和西1丁目～5丁目	マ	東畦野山手1丁目～2丁目 東畦野
	ナ	長尾町 西畦野1丁目～2丁目 西畦野	ヤ	丸山台1丁目～3丁目 見野1丁目～3丁目
				緑が丘1丁目～2丁目 美山台1丁目～3丁目
				山原1丁目～2丁目 山原 山下町 山下 横路

◇ 川西市中央地域包括支援センター

(火打1丁目1-7 ふれあいプラザ3階)

TEL755-7581

受付時間9:00~17:30

主な業務内容	各地域包括支援センターの統括機能
--------	------------------

## 地域包括支援センター運営事業委託契約書抜粋

### (秘密の保持)

第16条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (個人情報の保護)

第17条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添2に掲げる事項を遵守しなければならない。

## 【別添2】

### (秘密等の保持)

1 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (個人情報の取り扱い)

2 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

### (再委託の禁止)

3 乙は、甲が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

### (収集等)

4 乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

### (目的以外の使用禁止及び第三者への提供禁止)

5 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報及び甲から引き渡されたよう要援護高齢者等の名簿（以下「名簿」という。）を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

6 乙は、この契約による業務を処理するため、引き渡された名簿等を甲の承諾なくして複写又は複製してはならない。

### (個人情報の保管)

7 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報及び甲から引き渡された名簿等を損傷及消失することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

### (返還又は廃棄義務)

8 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報及び甲から引き渡された名簿等について、委託終了後、甲の指示に従い返還又は廃棄しなければならない。

### (事故報告義務)

9 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報及び甲から引き渡された名簿等の内容を漏洩、損傷及消失した場合は、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(調査、報告等)

10 甲は、乙が委託業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、必要に応じて調査し、もしくは必要な報告を求めることができる。

(契約の解除及び損害賠償)

11 甲は、乙が個人情報の取り扱いに伴う措置事項に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

**回答日** ※枠からはみ出ないようにご記入ください。

平成  年  月  日

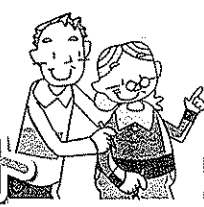
**例**  月  日

枠内に右詰めで記入してください。

**電話番号** ※連絡のとれる番号(携帯電話可)をご記入ください。

-  -

# 生活機能評価チェックリスト



## スタート

以下の筆記用具を使用して回答してください。



**例**

はい  いいえ

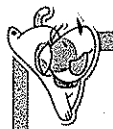
ご自身にとってあてはまる方の四角を塗りつぶしてください。

川西市では市民の皆さまがいつまでも住み慣れた地域で、健康で元気に生活していただけるよう、「介護予防事業」に取り組んでいます。

今年度は、運動機能や生活力などの心身機能の低下の有無を判断することを目的としたアンケート調査を実施します。

それにより生活機能の低下が見られる方には、地域包括支援センターの保健師などが戸別訪問させていただきますので、調査にご協力くださいますようお願いいたします。

また、期日までにご返送いただいた方には、9月頃に「結果アドバイス票」を送付いたしますので、ご自身の健康状態を見直すことにお役立てください。



## ご回答にあたってのお願い

- この調査票には、宛名のご本人がご回答してください。(入院中などにより本人が回答することができない場合にはご連絡ください。)
- 濃い鉛筆・黒色のペン・ボールペンのいずれかで正しくご回答ください。この回答用紙は機械で読取処理を行います。そのため、正しくご回答されていない場合、結果に影響が出てしまいますのでご注意ください。
- 回答日・電話番号・身長/体重は数字を記入し、その他は四角を塗りつぶしてください。
- ご回答後は、同封の返信用封筒に入れ、7月10日(日)までに投函してください。



**川西市 長寿・介護保険課**

0120-960-867

平日:午前9時~午後5時30分  
(土・日・祝日は除く)

調査に関する  
お問合せ先

**1** ウォーキングや散歩など健康のための運動をしていますか?

はい  いいえ

**2** 自分が必要なものは自分で買いに行きますか?

はい  いいえ

**3** 現在の健康状態はどうですか?

とても良い  
 まあ良い  
 普通  
 あまり良くない  
 良くない

**4** 現在、病気はありますか?

はい  いいえ

「はい」と回答された方にお聞きします。その理由は何ですか?(複数回答可)

高血圧、脳卒中  
(脳出血、脳梗塞、くも膜下出血)  
 心臓病  
(不整脈、心不全、狭心症、心筋梗塞)  
 糖尿病  
 呼吸器疾患  
 骨粗鬆症や骨折、関節症  
 その他

**5** その病気について必要な治療を受けていますか?

はい  いいえ

「いいえ」と回答された方にお聞きします。その理由は何ですか?(複数回答可)

経済的な負担が大きい  
 近くに医療機関がない  
 その他

**6** 規則正しい食事をしてしていますか?

はい  いいえ

「いいえ」と回答された方にお聞きします。その理由は何ですか?(複数回答可)

経済的に苦しい  
 買い物をすることが困難  
 食事を作ることが困難  
 その他

**7** 引き続き裏面の設問にご回答ください。



表面の設問 ①～③④ にご回答後に以下の設問にお進みください。

⑧ 健康づくり・生きがいづくり・仲間づくりのために何か事業に参加していますか？  
 はい  いいえ

⑨ 地域包括支援センターを知っていますか？  
 はい  いいえ

⑩ バスや電車で1人で外出していますか？  
 (1人で自家用車を運転して外出している場合も「はい」となります。)  
 はい  いいえ

⑪ 日用品の買物をしてしていますか？  
 はい  いいえ

⑫ 預貯金の出し入れをしていますか？  
 はい  いいえ

⑬ 友人の家を訪ねていますか？  
 はい  いいえ

⑮ 家族や友人の相談にのっていますか？  
 (電話で相談に応じている場合も「はい」となります)  
 はい  いいえ

⑯ 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか？  
 はい  いいえ

⑰ 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか？  
 はい  いいえ

⑱ 15分位続けて歩いていますか？  
 はい  いいえ

⑲ この1年間に転んだことがありますか？  
 はい  いいえ

⑳ 転倒に対する不安は大きいですか？  
 はい  いいえ

㉑ 6ヵ月間で体重が2kg以上、減りましたか？  
 はい  いいえ

㉒ 身長と体重をご記入ください。  
 身長    cm  
 体重    kg

㉔ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか？  
 はい  いいえ

㉕ お茶や汁物等でむせることがありますか？  
 はい  いいえ

㉖ 口の渇きが気になりますか？  
 はい  いいえ

㉗ 週に1回以上は外出していますか？(過去1ヵ月の状態を平均してください)  
 はい  いいえ

㉘ 昨年と比べて外出の回数が減っていますか？  
 はい  いいえ

㉙ 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか？  
 はい  いいえ

㉚ 自分で電話番号を調べて、電話をかけるをしていますか？  
 はい  いいえ

㉛ 今日が何月何日かわからない時がありますか？  
 はい  いいえ

㉜ (ここ2週間)毎日の生活に充実感がないですか？  
 はい  いいえ

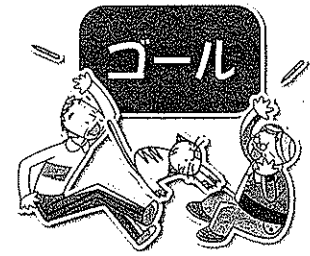
㉝ (ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなりましたか？  
 はい  いいえ

㉞ (ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられますか？  
 はい  いいえ

㉟ (ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない事がありますか？  
 はい  いいえ

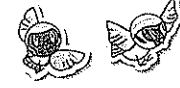
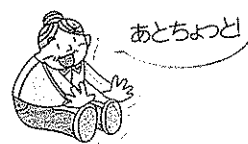
㊱ (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがありますか？  
 はい  いいえ

㊲ 「生活機能評価チェックリスト」の結果について、介護予防を目的に、地域包括支援センターに個人情報を提供する場合があります。あなたはこれについて同意されますか。  
 同意する  
 同意しない



お疲れさまでした。これで調査は終了です。回答漏れがないかご確認の上、同封の返信用封筒に入れて投函してください。

**個人情報の取り扱い**  
 「生活機能評価チェックリスト」の結果について、介護予防を目的に、地域包括支援センターに個人情報を提供する場合があります。なお、個人情報は上記の目的以外には使用せず、上記機関以外には提供・開示することはありません。



## ひとり暮らし高齢者実態調査事務について

### 救急医療情報キット（安心キット：自宅の冷蔵庫の中に保管）配布事業の概要

#### 【救急医療情報キットの配布】

目的：地域ぐるみの見守り体制整備の一環として、地域で見守りを必要とする一人暮らし高齢者などの安全と安心を確保するため、救急時に必要な医療情報等を保管する救急医療情報キットを配布することにより、高齢者が万一の際に、迅速かつ適切な対応を可能にし、緊急事態に備える。

対象者：川西市民で65歳以上の一人暮らし高齢者及びこれに準ずる高齢者世帯

効果：対象者に救急医療情報キットを配布することにより、地域で見守りを必要とする高齢者を掘り起こしていく一つのツールとすることができ、地域における見守りネットワーク構築のための仕組みづくりへとつなげていくことができる。

#### 【内 容】

常時、一人暮らし高齢者の家庭内（冷蔵庫）に救急医療情報キット（以下、「キット」という。）を保管することにより、救急時に救急隊員などが、キットに保管されている救急医療情報を活かし、迅速かつ適切な対応が可能となる。このキットは、民生委員や市の職員を通じて対象者に訪問により配布する。

#### なぜ、冷蔵庫に保管？

●冷蔵庫は、ほとんどの家にあり、見つけやすい。また、冷蔵庫は火災の時も、比較的燃えにくい。

#### 配布する救急医療情報キットの内訳

- ①キットボトル本体
- ②緊急連絡票〈記入事項、連絡票は耐水性のある特殊な紙を用いる。〉
  - 本人の情報＝氏名、住所、生年月日、性別、血液型、電話番号

- 身体状況＝持病、飲んでいる薬、身体状況に関わる特記事項
  - 複数のかかりつけ病院・医療機関＝名称、担当科、電話番号
  - 複数の緊急時連絡先＝氏名、本人との関係、住所、電話番号
  - その他緊急時に知ってほしいこと
  - 緊急時に使用してよい自署での署名（同意） 等
- ③キットシール（玄関の内側、冷蔵庫の扉に貼付して、救急医療情報キットの存在を明らかにする。）

**なぜ、玄関の内側に貼付？**

- 玄関の外側に貼ると…、高齢者の一人暮らしとわかり、犯罪に巻き込まれることになる。
- ④上記以外に、各自で顔写真（本人確認できるもの）、健康保険証・診察券・薬剤情報提供書の各写しを用意する。
- ※預金通帳・印鑑・キャッシュカードなど貴重品は、絶対に入れないこと。

**【配布方法など】**

- ①民生委員に担当地区の住民基本台帳による65歳以上の一人暮らし高齢者のリスト（氏名、住所、生年月日、性別）を提供する。
- ②リストを基に民生委員が対象者宅を訪問し、救急医療情報キットを配布する。
- ③民生委員から配布結果の報告をもらう。

**【緊急連絡票等情報の更新】**

キット内の情報については、随時更新が必要なことから1年に1度ぐらいは、民生委員に見守りがかねて、情報の変更等の確認をお願いしていく。

## 民生委員法抜粋

(昭和二十三年七月二十九日法律第九十八号)

最終改正：平成一三年一月三〇日法律第一三五号

第十一条 民生委員が左の各号の一に該当する場合には、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 都道府県知事が前項の具申をするに当たつては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第十三条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。

二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。

三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。

四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をする事なく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

## 民生委員人数（平成23年9月1日現在）

川西市民生委員児童委員協議会連合会	230人
中央民生委員児童委員協議会	46人
南民生委員児童委員協議会	40人
多田民生委員児童委員協議会	49人
多田西民生委員児童委員協議会	50人
東谷民生委員児童委員協議会	45人

ひとり暮らし台帳登録人数（平成23年9月8日現在）

中央民生委員児童委員協議会	424人
南民生委員児童委員協議会	356人
多田民生委員児童委員協議会	514人
多田西民生委員児童委員協議会	515人
東谷民生委員児童委員協議会	347人
合 計	2,156人

4600

③ ひとり暮らし高齢者実態調査書

この調査書は、緊急時、災害時において、ひとり暮らし高齢者の方々を各機関で速やかに対応するために活用するもので、その他で利用することはありません。

この調査書は、川西市長寿・介護保険課で作成しており、民生委員の皆様から提出された調査書は当課で厳重に保管いたします。

(平成 年 月 日)

フリガナ 高齢者氏名	男 ・ 女	年齢 歳	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
住 所	川西市		電話番号	
緊急時の 連絡先	氏名	住所	( 電話 )	
近親者 の状況	氏 名	続 柄	住 所	電話番号
友 愛 訪 問 者	氏名	電話	間 柄	
	住所		訪問回数	日に1回

健康状態	イ 健康    ロ 弱い    ハ 病弱    ニ ねたきり ホ 通院中 ( 月 回 )					
身体状況	(具体的な状況を記入してください)					
かかりつけの 病院 ( 医院 )	病院名		所在地			
健康保険	有 ・ 無	病気になった時、世話をしてくれる人がいますか	有 ( 氏名 ) ・ ( 電話 ) 無			
日常生活に介助は	必要 ( ) ・ 不要					
介 護 保 険	要介護度	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2
	ケアプラン 作成	要介護3	要介護4	要介護5	未申請	
	ケアプラン 作成	機関名 ( )				
		ケアマネージャー氏名 ( )				

サービス利用状況	緊急通報装置 配食サービス ホームヘルプサービスなど訪問介護 デイサービスなど通所介護 その他（ ）
保健福祉サービスの 利用希望	

民 生 委 員 意 見 欄			
調 査 者 の 所 見	問題点の箇所	なし 健康面 生きがい その他（ ）	
	*問題点への対処方法等		
地域包括支援センター等の調査訪問は		・必要あり	・今のところ必要なし
担当民生委員名		協議会名	協議会

緊急時に速やかな援助を得るために、必要があるときは、当調査書記載事項について、市福祉関連部局及び市防災関連部局、消防本部、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の関係機関へ情報提供されることに同意します。

氏 名

(注) 書きたくない事項がありましたら、記入する必要はありません。

平成23年1月作成